

## 社会福祉法人 広尾町社会福祉協議会一時援護資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、生活困難な広尾町民に対し、独立の生計を立てるに必要な資金を貸付することを目的とする。

(貸付限度額)

第2条 貸付限度額は一世帯50,000円以内とする。

(貸付期間)

第3条 貸付金の償還は据置期間1ヶ月を含む12ヶ月以内とし、この期間内の償還については無利子とする。

(延滞金)

第4条 遅延償還について延滞利子は日歩2銭とする。ただし、会長が必要と認めたときは、これを減免する。

(貸付対象)

第5条 貸付の対象は本町に居住し、低所得のための不測の出費によって生活をおびやかされ、資金の融資を他から受けることが困難な世帯とする。

(借入申込)

第6条 貸付を借り受けようとする者は、別記第1号様式による借受申請書をその居住地を担当区域とする民生児童委員を通じ、広尾町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(保証人)

第7条 資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2. 保証人は借受人と連帯して債務を負担するものとする。

3. 保証人は原則として本町に1年以上引き続き居住し、借受世帯の自立に熱意を有する者とする。

(貸付の決定)

第8条 会長は第6条の申込があったときは、これを審査し、貸付を決定した者に対しては、貸付の条件その他必要な事項を借受申込人に通知する。

(貸付金の交付)

第9条 貸付の決定を受けた者は、別記第1号様式による借用証書を提出して貸付金の交付を受けるものとする。

(貸付決定の取消)

第10条 会長は申込の内容に不正があったときは、第8条の決定を取消することができる。

(貸付金の償還方法)

第11条 貸付金の償還は次の方法による。

(1) 一括返済 (2) 分割返済

(会長の承認を受ける事項)

第12条 借受人は、次の各号の1の該当する場合は、直ちに会長に届け出てその承認を受けなければならない。

(1) 資金使用計画を変更するとき。

(2) この貸付金で得た財産を担保に供し、または譲渡するとき。

(3) 保証人を変更するとき。

(借受人の届出)

第13条 借受人は、次の各号の1に該当する場合は、直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 氏名または住所を変更したとき。

(2) 保証人の住所の移転または営業、もしくは勤務先の変更その他重要な異動が生じたとき。

(3) 本人または保証人が火災、その他非常災害を受けたとき。

(4) 本人または保証人が借差押、仮処分、強制執行、破産または競売の申立等を受けたとき。

(貸付金の転貸の禁止)

第14条 借受人は、貸付金を他に転貸することができない。

(貸付金の返還命令)

第15条 会長は、借受人が次の各号の1に該当する場合は、直ちに貸付金の全額または一部の返還を命ずることができる。

(1) 第12条、第13条、第14条に違反したとき。

(2) 不正な申請によって、この貸付金を借受けたとき。

(3) 貸付金を借受けた後、不正な事由なくしてその目的に使用しないとき。

(4) 広尾町以外に住所を移したとき。

(5) 保証人の欠けるに至ったとき。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

昭和52年11月1日施行の規程については全文廃止する。

この規程は、平成2年4月1日から施行する。